平成２２年（フ）第１３００号
堺市南区原山台１丁５番１―1105号
債務者　Ｂ．Ｒ．Ｓ　Ｃｏｍｐａｎｙこと　渡部　博文
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３０１号
堺市南区原山台１丁５番１―1105号
債務者　渡部　　静
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
北海道滝川市滝の川町東２丁目16番１―4019号　滝の川団地
債務者　笠原ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
北海道芦別市上芦別町30番地　道営住宅啓南団地Ａ―１―55　35号
債務者　島田　千恵
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
北海道赤平市豊丘町２丁目３番地
債務者　黒田　一郎
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
北海道滝川市滝の川町東２丁目16番１―4019号　滝の川団地
債務者　笠原　定一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
岩手県花巻市西宮野目第13地割77番地１
債務者　遠藤　敏行
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４５７号
岩手県花巻市西宮野目第13地割77番地１
債務者　遠藤ゆう子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５８５号
盛岡市南大通２丁目５番２号
債務者　吉田　理理
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３２３号
埼玉県児玉郡神川町大字四軒在家216番地
債務者　中嶋　幹夫
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１８７３号
名古屋市中村区諏訪町１丁目４番10号
債務者　中村　順子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８６号
福岡市博多区東那珂２丁目14番２号
債務者　古川　　栄（旧姓三ヶ尻・三河尻）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０３０号
福岡市南区筑紫丘１丁目17番27―505号
債務者　長田　一也
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５５７号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府677番地１アルビオン403号
債務者　清田　徹英
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５５８号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府677番地１アルビオン403号
債務者　清田美佐子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６５５号
福岡市東区馬出２丁目６番４―308号
債務者　左古　正宏
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６５６号
福岡市東区馬出２丁目６番４―308号
債務者　左古　陽子（旧姓南里）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部